

障発 0626 第 2 号
令和 6 年 6 月 26 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

株式会社恵の不正行為等への対応について

本日、株式会社恵に対して、愛知県知事及び名古屋市長より、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 50 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者に係る指定を取り消すことが通知され、また、関東信越厚生局長より、法第 51 条の 3 第 1 項の規定に基づき実施した立入検査において、当該指定取消処分の原因である食材料費の過大徴収に関して株式会社恵の組織的な関与が認められたことが通知されたところである。

以上のことから、株式会社恵については、法第 36 条第 3 項第 6 号の規定による、いわゆる連座制が適用されることとなるが、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）においては、下記の項目について御協力いただくとともに、管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るなど、株式会社恵の利用者の継続的なサービス確保のために、遺漏なきようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 障害福祉サービスの確実な提供

指定障害福祉サービス事業者は、法又は法に基づく命令を遵守するとともに、利用者の意向等を踏まえ、適切かつ効果的にサービスを提供する義務を有している（法第 42 条・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定基準」という。）第 3

条) ことから、都道府県等は、株式会社恵に対し、各事業所の指定の更新時期到来までの間は、利用者の求めに応じて、確実にサービスが提供されるよう、支給決定市町村等とも連携の上、適切に指導を行うこと。

2 利用者に対する継続的なサービスの確保

指定共同生活援助事業者は、共同生活住居(以下「グループホーム」という。)から利用者が退居する際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うとともに、他のサービス提供事業者との連携に努める義務を有している(指定基準第 210 条の 2) ことから、都道府県等は、株式会社恵に対し、指定の更新時期到来時を含む利用者の退居に際しては、相談支援事業者や他のサービス提供事業者との密接な連絡調整を含め、利用者に対する継続的なサービスが確保されるよう、支給決定市町村や関係団体等とも連携の上、適切に指導を行うこと。

併せて、グループホーム以外の障害福祉サービス利用者に関しても、継続的なサービスが確保されるよう、同様の指導を行うこと。

3 利用者や家族等への必要な情報提供

都道府県等は、株式会社恵のサービス利用者やその家族(以下「利用者等」という。)の安心を確保するために、株式会社恵に対し、各事業所において、現在の状況等について利用者等に対して丁寧な説明が実施されるよう、指導を行うこと。

また、都道府県等が上記 1 及び 2 の措置を行うことなどについて広く周知するとともに、支給決定市町村や相談支援事業者を含む関係団体等とも連携の上で、相談窓口を設置するなどして、利用者等への情報提供を図られたいこと。

以 上

(参考) 株式会社恵のグループホーム事業所の指定更新日

各年度に指定更新日が到来するグループホーム事業所の数 (指定取消対象除く)

	各年度に指定更新日が到来する グループホーム	定員数
令和6年度中	1箇所	30人
令和7年度中	2箇所	30人
令和8年度中	13箇所	286人
令和9年度中	32箇所	608人
令和10年度中	37箇所	582人
令和11年度中	14箇所	174人
	全99箇所 (合計)	1,710人 (合計)

(参考) その他の連座制の適用対象となる事業所

- ・生活介護 (全28箇所)
- ・就労継続支援B型 (全2箇所)
- ・居宅介護 (全1箇所)
- ・重度訪問介護 (全1箇所)
- ・短期入所 (全103箇所)

※株式会社恵が展開するグループホームの多くを占める「日中サービス支援型」は、指定基準上、短期入所も併せて設置することとされている。